

# 学校の部活動に係る活動方針

いわき市立植田中学校

## 1 部活動の目的

- (1) 共通の興味・関心・意欲を持つものが集まり、心身の鍛練と技能の向上及び余暇を有意義に過ごすとともに、ルール、マナーなどを培うことを目指し、お互いに協力し合いながら自分の個性をより優れたものとすることを目的とする。
- (2) 責任、協力、団結などの活動による精神面の育成を目指す。
- (3) 母校の栄誉を掲げることによる愛校心の高揚と良き伝統の確立を目指す。

## 2 活動方針

- ◆ 「いわき市立小中学校部活動運営方針」を守ります。
- ◆ 活動は学校教育活動全般を見通して行います。
- ◆ 部活動は学校教育の一環であり、学校の教育活動を優先して計画し、部活動がすべてに優先するこ  
とがないようにします。
- ◆ 学校管理下にあることに配慮し、適切な指導や事故防止を徹底します。

## 3 活動時間について

- 平日は2時間を上限とする。(準備、片付けの時間を除く) 通常 16:30 開始  
年間を通して 18:30 完全下校
- 土日や祝日、長期休業日等は3時間を上限とする。(準備、片付けの時間を除く)
- 朝の練習は、原則として特設部のみ、保護者の承諾を受け顧問の申し出により校長が必要と認めた  
活動時間の中で実施することを可とする。

## 4 休養日について

- 原則水曜日及び土日のいずれか1日を休養日とする。  
ただし、大会やコンクール等のため、土日2日間活動した場合は、その分の休養日を別の土日または祝日に振り替える。
- 次の期間は、休養日とする。夏季休業中の学校閉庁日・年末年始(12月29日～1月3日)
- 原則として、長期休業中においても同様とする。

## 5 活動について

- 決められた時間内の活動を原則とし、完全下校時刻までに下校を完了させる。
- 時間外において活動を希望する場合は、理由を添え事前に校長に許可を得る。ただし、活動時間の  
上限以内を原則とする。

## 6 その他

- 年間及び月の活動計画を作成し、生徒が見通しをもって活動できるようにする。
- 大会、コンクールなどへの参加については、加重負担にならないように配慮する。
- 定期テスト前は、学習に集中させるために中間テストは2日前、期末テストは3日前から活動を中  
止する。

# 学校の部活動に係る活動方針（追加事項）

## 1 3年生の部活動引退後の部活動参加について

- (1) 運動部の3年生の部活動引退時期は、中体連終了時点とする。
- (2) 文化部の3年生の部活動引退時期は、大会やコンクール、作品展などが終了する区切りのよい時点とする。但し、入試に向けた準備に差し支えない時期とする。
- (3) 部活動引退後に大会等に参加する場合で保護者からの要請があり、顧問が部活動での練習の必要性を認めた場合、必要な期間内において校長の許可を得て部活動に参加することを可とする。
- (4) 高校入試の実技テストを受験する場合で保護者からの要請があり、顧問が部活動での練習の必要性を認めた場合、必要な期間内において校長の許可を得て部活動に参加することを可とする。
- (5) 高校のスポーツ推薦等で内定し保護者からの要請があり、顧問が部活動での練習の必要性を認められた場合、必要な期間内において校長の許可を得て部活動に参加することを可とする。

## 2 部活動指導員・外部コーチについての留意事項

### 【部活動指導員について】

- (1) 部活動指導員は、顧問教師と常に連絡を密にし、顧問教師と方針を共有し指導にあたる。
- (2) 部活動指導員は、単独で指導および生徒の引率業務を行うことができるが、特別な事情がない限り顧問教師が付くこととする。
- (3) 部活動は、あくまでも日常の教育活動の補助的役割を担うものであり、技術の向上ばかりでなく精神面、円滑な友人関係、礼儀作法、正しい言葉遣いなど人間として基本的なことの心身の鍛錬を目的にしており、過激な練習、勝敗のみにこだわる練習や体罰などの行為がないよう十分留意して指導にあたる。

### 【外部コーチについて】

- (1) 校長は、保護者会からの申し出があり、顧問教師が外部コーチを必要とした場合、導入を検討するものとする。
- (2) 外部コーチの人選については、保護者会からの推薦を受け、校長が顧問教師と相談の上、人間性・専門性を含めて指導者としてふさわしい人材であるかを判断した上で決定する。
- (3) 外部コーチを導入した場合でも、活動はあくまでも顧問教師がいる時のみに限る。（顧問教師が出張や年休等の場合は、練習を休みとする。）
- (4) 外部コーチは、顧問教師と常に連絡を密にし、顧問教師の方針のもとに、指導にあたる。
- (5) 部活動は、あくまでも日常の教育活動の補助的役割を担うものであり、技術の向上ばかりでなく精神面、円滑な友人関係、礼儀作法、正しい言葉遣いなど人間として基本的なことの心身の鍛錬を目的にしており、過激な練習、勝敗のみにこだわる練習や体罰などの行為がないよう十分留意して指導にあたる。

## 3 その他

### (1) 学校管理下での傷害保険等について

- ① スポーツ振興センターの災害給付の適用については、保護者が医療費総額1,500円以上を支払っている場合に適用される。
- (2) 顧問教師が不在の場合は学校内外に関わらず練習は行わない。また、事故やトラブルがあった際にすぐに対応できるように、活動場所に必ず教員が付くこととする。